

分担金・拠出金の名称	水俣条約拠出金	平成28年度 予算額		総合 評価	
拠出先の国際機関名	水俣条約事務局				
国際機関の概要	<p>・水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、水銀の一次採掘から最終廃棄までを包括的に規制し、並びに資金供与の制度、能力形成・技術援助等、情報の交換、公衆のための情報・啓発・教育、研究・開発・監視等に係る規定を有する。</p> <p>・水俣条約は未発効。2016年7月現在、締約国数は28か国(2016年7月現在)であり、我が国は2016年2月に締結している。</p> <p>・水俣条約事務局は、条約第24条に基づき設置予定。事務局の詳細(所在地等)は今後の締約国会議で決定される。</p>				
評価基準		達成状況			
1. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>1. 環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国外交政策においても、重点政策に位置づけられている。</p> <p>2. 我が国の水銀に係る施策や水銀削減・代替技術の国際的な水銀規制における主流化を図るには、水銀に関し包括的な規制を行う唯一の国際的枠組である水俣条約の締約国会議への参加が唯一の方法であるところ有効性は高い。</p> <p>3. 我が国は、アジア太平洋地域コーディネーター、大気排出専門家委員会(1枠)を務めるなど、本件議論に積極的に貢献しており、また、我が国の水銀削減・代替技術の国際展開は我が国企業の海外展開につながる。</p>				
2. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	<p>1. 水俣条約は未発効。締約国会議が開催されていない現時点では義務的拠出金の口座は開設されておらず、本件拠出金は我が国から支出されていないが、本条約発効後を念頭に置いた評価基準に対応する現在の活動状況は以下のとおり。</p> <p>2. 水俣条約は、水銀に関し包括的な規制を行う唯一の国際枠組。我が国は策定段階から主導的役割を果たしてきた。2年に1度(発効当初は年1回)開催予定の締約国会議その他会合を準備、運営するほか、締約国会議の委託を受け、調査、情報収集、情報共有を行い、水銀の国際的規制の基準の形成や普及啓発活動に関連する事務を遂行する。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント					
4. 当該機関等における邦人職員の状況					
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>【参考】以下のとおりPDCAが確保される見通し。</p> <p>Plan: 締約国会議二か年予算案を策定。総会にて予算案の承認。</p> <p>Do: 我が国の拠出金支払。条約事務局による予算案執行。本省及び条約事務局所在地我が方公館による条約事務局の運営・活動のモニタリング。</p> <p>Check: 内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。</p> <p>Act: 締約国会議等において要改善事項を申入れ。</p>				
担当課・室名					